

議案第64号

木津川市交流会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記のとおり木津川市交流会館の指定管理者を指定するため、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

木津川市長 谷口 雄一

記

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 木津川市中央交流会館
所在地 木津川市木津宮ノ内92番地
- (2) 名 称 木津川市西部交流会館
所在地 木津川市相楽高下4番地9

2 指定管理者 木津川市木津宮ノ内92番地

公益財団法人木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団
代表理事 木村 浩三

3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

参考資料（議案第64号）

木津川市交流会館の指定管理者の指定について

1 指定管理者の概要

- (1) 団体名 公益財団法人木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団
- (2) 代表者名 代表理事 木村 浩三
- (3) 所在地 木津川市木津宮ノ内92番地
- (4) 設立年月日 平成5年12月1日
- (5) 資本金 1,600万円（基本財産）

2 選定理由

指定管理者を選定するにあたり公募を実施し、令和5年10月5日開催の木津川市指定管理者選定委員会において、応募のあった団体（1事業者）に対し応募提案に関する書類審査及び面接審査を行った。

審査の結果、施設の管理運営について理解し、また、利用者サービスの向上への取組方針から管理運営能力を有し、指定管理者として妥当であると判断し、公益財団法人木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団を選定した。

コロナ禍にスタートした西部交流会館の趣味の広場の継続・拡大や、教室の垣根を越えて幅広い年齢層の市民が集う交流教室発表会やコンサートの開催など、「市民に身近な発表の場」、「市民の交流の場」としての交流会館の特徴を踏まえた事業を展開していることも評価できる。

施設の設置目的を達成するための事業においては、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象にした参加型・体験型事業の展開に努めている。通年開催の教室に加え、参加しやすい1回だけの教室を開催するなど、市民の生涯学習のきっかけづくりとなることを意識しており、市民の交流促進、健康で豊かな生活の実現に寄与するとともに、市の文化・芸術振興につながることも期待できる。

管理経費の削減については、市民サービスを低下させず、経費削減に努めてい

る姿勢が見受けられる。

利用者の安全確保の面では、マニュアルの作成、職員訓練の実施、対応フローチャートの作成が確認でき、安心・安全な施設利用が見込まれる。

市指定ゴミ袋の取扱い・販売を行うなど市民の利便性の向上にも努め、市民が身近に立ち寄れる施設としての価値を高める取り組みも進めている。

また、利用者のニーズに合わせ、本来休館日である月曜日及び祝日を開館するなど積極的な提案もあり、施設の効果的な運用や利用者数の増加に努める姿勢を示していることも評価できる。

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 木津川市中央交流会館及び木津川市西部交流会館（以下「交流会館」という。）の利用の許可及び使用料の収受に関する業務
- (2) 交流会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 交流会館の設置の目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務
- (4) 教育委員会の承認を受け、交流会館の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館すること。
- (5) 交流会館の運営に関する事務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務